

京都大学における学生納付金に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額(第6条に定めるものを除く。)は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の検定料のうち、次の各号の一に該当する場合は、その者の申出により、当該各号に掲げる額を返還するものとする。</p> <p>(1) 京都大学通則(昭和28年達示第3号。以下次号において「通則」という。)第6条の規定による学部の入学に係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者 13,000円</p> <p>(2) 通則第53条の15において準用する通則第38条の規定による法科大学院の入学に係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者 23,000円</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、年度における在学期間が12月に満たない者の授業料は、当該授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を乗じて得た額とする。</p> <p>(後略)</p>	<p>第1条 } 第2条 } 2 } (同左) (1) } <u>(2) 通則第7条第2項の規定による学部の編入学に係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者 23,000円</u> (3) } (同左) 3 }</p> <p>附 則 この規程は、平成17年11月29日から施行し、平成18年度以降の編入学志願者に係る検定料について適用する。</p>